

毒物・劇物

取扱いのしおり



枚方市 ひこぼしくん

枚方市保健所 保健企画課

〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2丁目2番2号
Tel:072-807-7623 Fax:072-845-0685



枚方市 ひこぼしくん

平成27年4月1日 初版



毒劇物は身近なところで役立っています。



- ①薬品製造工場
- ②薬局など販売店
- ③農家(農薬)
- ④メッキ工場
- ⑤接着剤や塗料、繊維、製紙などの諸工場
- ⑥学校
- ⑦研究施設
- ⑧建設業
- ⑨害虫、害獣駆除業

その他、いろいろな施設、事業所で使用されている

今日では、数万種類の毒劇物が流通しているといわれています。毒劇物には、工業薬品や農薬、大学や研究機関で使用される試薬などさまざまな種類があります。

これらは、私たちの暮らしの身近な場所で、その化学的特長をいかして有用に活用されています。しかし、毒劇物は、吸飲や接触によって中毒になるなどの危険性を併せ持っています。当然、取扱いには細心の注意が必要となります。

犯罪に悪用されるケースも警戒しなければなりません。毒劇物を取扱う場合は盗難などによって自分が被害者や加害者にならないように、しっかりとした管理が必要です。



身近な洗剤の中にも、他の洗剤と混合すると有毒ガスが発生するものが。

毒劇物とは...

化学物質のうちどれが毒劇物にあたるかは、毒劇法で定められています。平成26年11月現在、特定毒物19品目、毒物123品目、劇物379品目が指定されています。

毒性の度合は、毒性が強いものが毒物、やや弱いものが劇物です。また、特定毒物は極めて毒性が強いものを指します。



盗難防止のための保管管理方法

保管管理の具体的な方法は、毒劇物の種類によって異なりますが、基本的な事柄については、法律によってその方法が定められていますので、遵守して下さい。

会社においては、保管管理責任者を指定するなど、保管管理の責任を明確にしましょう。

また、業務上取扱者でも電気メッキ加工、金属熱処理などを行う場合は事業所ごとに毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。

毒劇法 第11条 第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

昭和52年 薬務局長通知

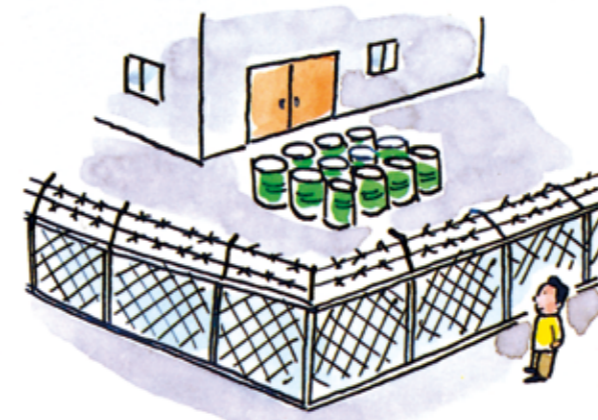
毒物及び劇物の保管管理について

- 1.(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他のものを貯蔵、陳列等する場所と明確に区別された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な設備とすること。
- (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。



敷地境界線から離れたところに保管しましょう。

毒劇物は、誰もが容易に近づくことができないように保管する必要があります。関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、取扱いを知らない人に危害を与える可能性が高くなるためです。



柵を設けること。

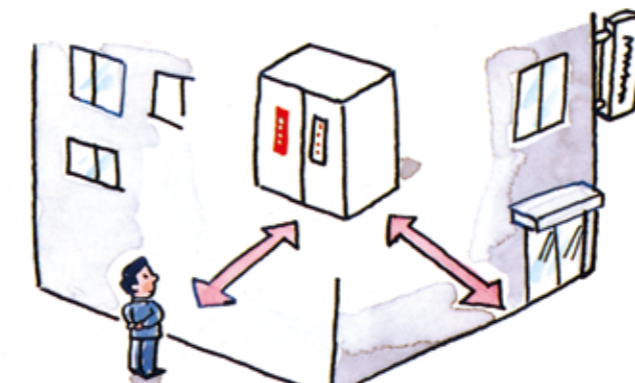


建物の窓のそばは盗難にあいやすい。

やんちゃな子...



興味を引いてしまう。



敷地境界線から離して保管する。



落ちてきて、被害にあう。



保管場所は目の行き届くところにします。

毒劇物がどこにどのくらいあるか、管理者は常に把握しておく必要があります。目配りが利く場所に置いて管理することは、盗難を未然に防ぎます。また、地震や火事といった災害時にも素早い対応ができるので、自分や周囲の人々を毒劇物の危害から守ることになります。



毒劇物の有無が確認できる場所に置く。



陳列する棚にも毒劇物の表示をし、明確に区別する。



迅速に搬出、避難できる。

盗難にあいやすい設置場所

ワンルームマンションの事業所などで、玄関脇に毒劇物を置いたりすると、人が入ってきたことを仕事場からは確認できません。



保管庫に保管する場合は施錠します。

厳重な保管管理を行うため、堅牢な保管庫のロックシステムを使用するようにします。また、セキュリティシステムを導入するなど人の出入りには厳重なチェックを行います。



頑丈な保管庫に厳重な施錠



建物全体にセキュリティシステムを導入する方法

毒劇法施行規則 第4条の4

- (1) 毒物又は劇物の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合するものであること。
- (2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。
 - ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- (3) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。



鍵の管理を徹底します。

鍵の管理の徹底のため、以下の措置をしっかりと行います。

1. 鍵の管理者を明確にする。
2. 鍵の数量のチェックを定期的に行う。(合鍵の数は必要最小限)
3. 鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は、責任者の許可を得るなど。



鍵の管理者を明確にする



トラックでの運搬は厳重に管理します。

運搬時は、毒劇物の管理者であるという意識をしっかりと持ち、一般の人々の手に渡ることがないように、注意深く作業をする必要があります。



シートでおおい、ロープをしめる。



毒劇物であることをはっきりと表示する。



不審者が車に近づかないよう注意する。

コラム

Column

毒劇物は容器に表示をしなければなりません。

毒劇物の容器であることが誰にでも分かるように、毒劇法では容器に毒劇物の表示をするよう義務づけています。毒物は赤地に白文字で「医薬用外毒物」、劇物は白地に赤文字で「医薬用外劇物」と明記します。



コラム

Column

毒劇物の容器として、飲食物の容器を使ってはいけません。

毒物の製造、販売者は毒劇物に使用する容器については、毒性のあるものとはっきり伝わるようにしなければなりません。過去においては、飲料に似たビンや袋に入った毒物を誤って飲んでしまう事故が多々ありました。一時的にでも飲食物容器に移し換えれば、事故の加害者になるおそれがあります。購入した方や、使用する方も、飲食物の容器を毒劇物用に使わないで下さい。

毒劇法 第11条第4項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。



コップ

ドリンク剤、ジュース等のびん

紛失、漏えい・流出防止

安全に毒劇物とつきあうために…

◆紛失防止の措置



紛失防止のための管理を行います。

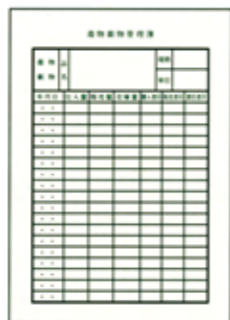
毒劇物の管理には「毒劇物管理簿」を付け、日常的に使用量や残量を確認します。



数量のチェックを定期的に行う。



盗難、紛失が即座に分かる。



毒劇物管理簿

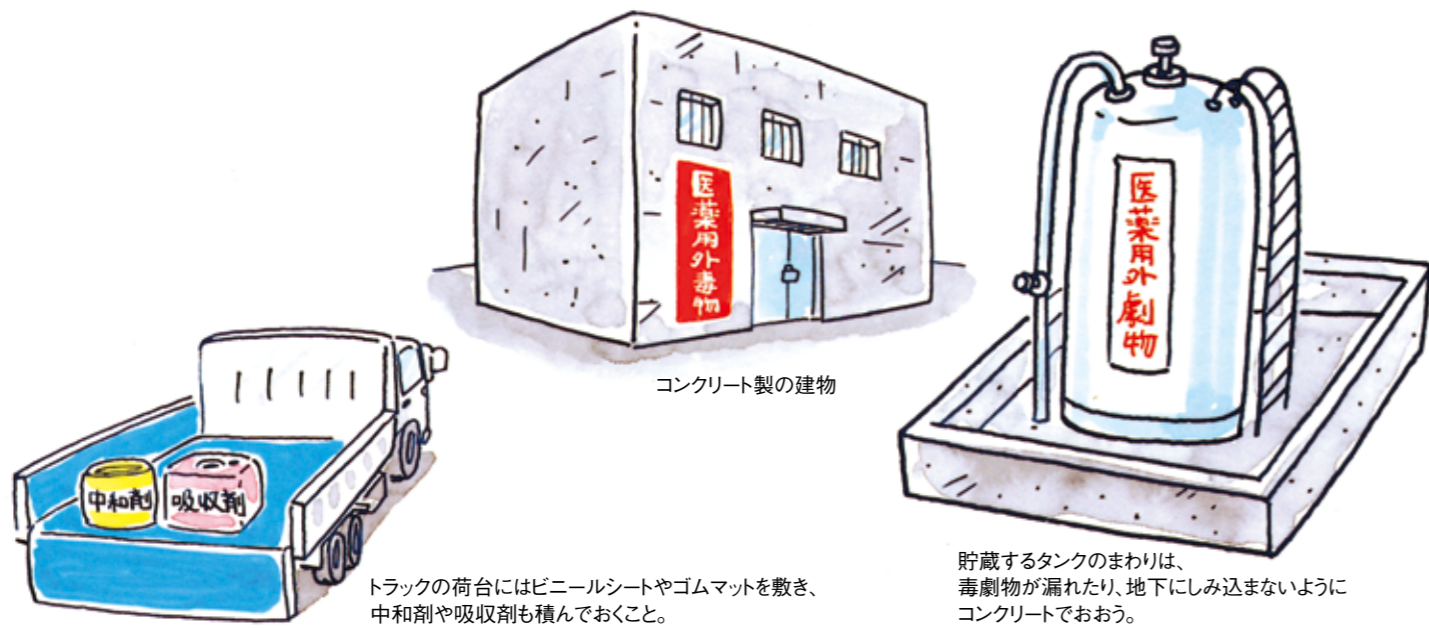
◆漏えい・流出防止の措置



コンクリート製とするなど、扱う毒劇物の性質を踏まえた設備とします。

漏えい、流出防止の措置を講ずることによって、周辺住民への毒劇物による危害が防げます。それと同時に、毒劇物が容易に外部の手に渡ることを防ぎます。

毒劇法 第11条 第2項
 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。



コンクリート製の建物

トラックの荷台にはビニールシートやゴムマットを敷き、中和剤や吸収剤も積んでおくこと。

貯蔵するタンクのまわりは、毒劇物が漏れたり、地下にしみ込まないようにコンクリートでおおう。

盗難・紛失・漏えい・浸出・流出時の措置

安全に毒劇物とつきあうために…

◆盗難、紛失、漏えい、浸出、流出した場合の措置

万一、危害が生じるおそれのある事態になった場合、関係機関への連絡や適切な措置などの迅速な対応が危害の拡大を防ぎます。



通報体制を整備します。

いざという時にあわてないように、予めだれが通報するのか決めておきます。通報担当者が不在の場合にはどうするか決めておきます。



通報担当者を決めておく。

毒劇法 第16条の2

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

盗難又は紛失した場合



直ちに警察に通報する。

飛散、漏えい、浸出、流出した場合

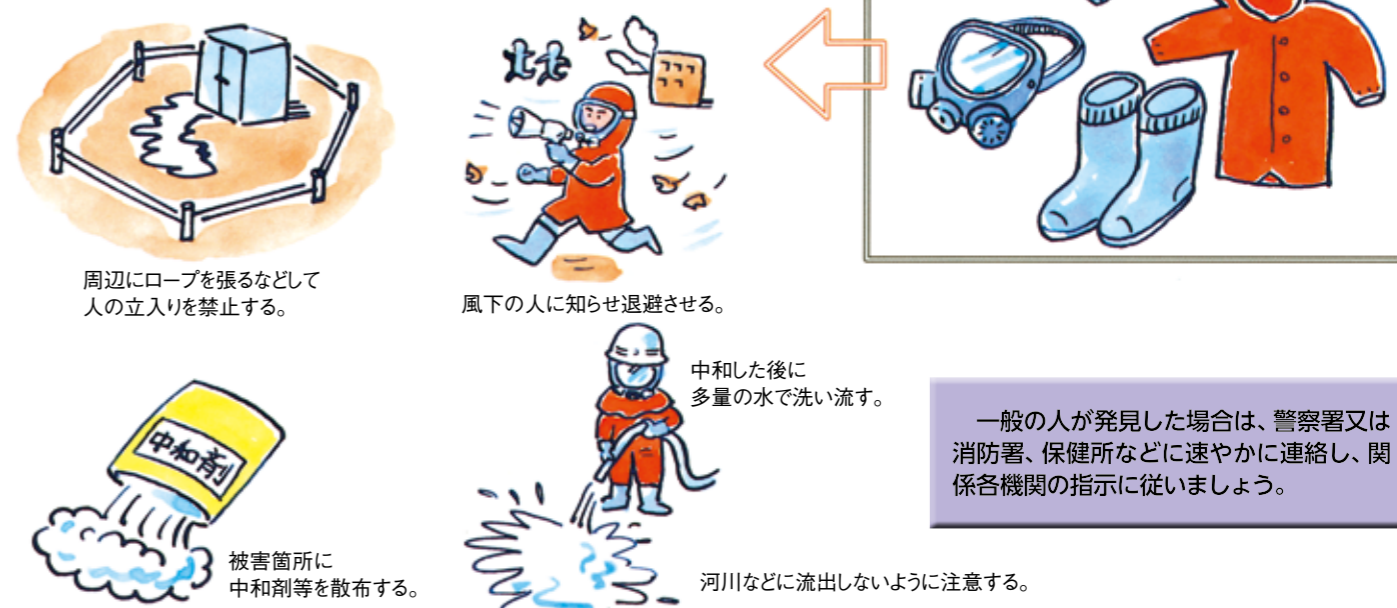


直ちに、通報する。



被害が拡大しないように措置を講じます。

当事者には被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒劇物によって他人に危害を与える恐れがありますので、速やかに被害を食い止める措置を講じて下さい。



周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。

風下の人に知らせ退避させる。

中和した後に多量の水で洗い流す。

被害箇所に中和剤等を散布する。

河川などに流出しないように注意する。

一般の人が発見した場合は、警察署又は消防署、保健所などに速やかに連絡し、関係各機関の指示に従いましょう。

毒劇物中毒の際の応急措置方法

1. 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要です。受診の際には、毒劇物の種類、量、経路を伝えることが重要です。原因物質や摂取量を、周囲に残された瓶や空き箱など周囲の状況から特定するよう努めて下さい。医師や救急隊が到着するまでの間に応急措置を施すこともできるかもしれません。連絡した医師や消防機関、または(財)日本中毒情報センターに相談してください。一般的な応急措置は以下の通りです。

■飲み込んだとき

- 1) 水や牛乳を飲ませます。牛乳には胃壁を保護し、毒劇物の動きを弱める作用があります。

注意) 防虫剤、石油製品等については、牛乳を飲ませてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

2) 喉の奥を刺激して吐かせます。

注意) 吐いた物が気管に入らないようにします。意識がないときや痙攣をおこしているときは、吐かせてはいけません。強酸や強アルカリを含む製品(洗剤、漂白剤など)、石油製品等については、吐かせてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

■ガスを吸入したとき

きれいな空気のある場所へ移動させ、安静にさせます。

■目に入ったとき

流水で15分以上洗い流します。(顔を横に向けてからゆっくり流すか、水道の場合には弱い

流れの水で洗います。勢いの強い水で洗うと、かえって目に障害を起こすことがあります。)

■皮膚に付いたとき

毒劇物の付いた着衣はすぐに脱がせ、石鹸を使って皮膚を十分に水で洗います。

■意識がないとき

吐いた物がのどにつまらないように、左側を下にした横向きの姿勢(昏睡体位)をとらせません。下あごを前に出し、気道を確保します。

■呼吸が止まっているとき

もし、人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施して下さい。但し、中毒者の口の周りや、身体の中には毒劇物が含まれています。2次中毒に注意し、中毒者の呼吸を吸い込まないようにします。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼っておきましょう。

2. 症状から急を要していないと思われても、毒劇物の種類や摂取量、摂取経路によっては、時間がたつてから発症することもありますので、注意が必要です。何を摂取したかがわかれば、左記の応急措置を行ったり、医療機関へ行く等の対応方法も決まっています。
3. 毒劇物の毒作用や治療方法に関する情報が必要な場合には、中毒110番に問い合わせして下さい。

(財)日本中毒情報センターへの連絡方法

一般専用(情報提供料: 無料)

■大阪中毒110番(365日 24時間対応)

電話: 072-727-2499

■つくば中毒110番(365日 9時~21時対応)

電話: 029-852-9999

◆毒劇物を購入する場合の注意点



毒劇物の購入には手続きが必要です。

毒物劇物営業者から毒劇物を購入する場合には、法で定められた手続きを踏まなければなりません。

毒物劇物営業者からの購入手続き

購入する場合には、必要事項を記入し、押印した譲受書を作成し、営業者に提出しなければなりません。



買い手が必要事項を記入し、押印した譲受書を提出。

毒劇法 第14条 第2項

毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

同法施行規則 第12条の2

法第14条第2項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

毒物および劇物譲受書		年月日
毒物または劇物	品名	
	容量 数量	
譲受人 (法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地)	住所 氏名	
	職業	
備考		

必ず押印が必要です。

譲受書の例

必要事項とは？

- ①毒物又は劇物の名称及び数量
- ②販売又は授与の年月日
- ③譲受人の氏名、職業と住所(法人は会社名と所在地)

購入する場合、使用目的をお聞きし、身元確認させていただく場合があります。



無用の毒劇物は購入しないようにしましょう。

毒劇物の管理は盗難や危害防止のためのきめ細かい対策が必要です。不必要な毒劇物を購入することによって、思わぬ災難がふりかかる可能性もあります。慎重に購入して下さい。



盗難にあいやすい



事故を起こしやすい



毒劇物の他者への譲渡・販売は禁止されています。

毒劇物は、販売業の登録を受けていなければ、販売したり譲ったりすることはできません。販売を目的とした陳列や運搬も禁じられています。

毒劇法 第3条 第3項

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

不法な手段での販売・購入から発生した事件例

インターネットによる毒物事件

平成10年12月24日、東京都杉並区の女性が宅配便で送られてきた青酸カリを飲んで死亡していたことが明らかになった。警視庁の捜査によって、札幌市内の男性が宅配便で毒物を送っており、当人も自殺していたことがわかった。

送り主の男性は、インターネットのホームページ上で、自殺のための薬について紹介していた。そこで知り合っ

た7人の面識のない男女にお守りと称して青酸カリを販売していたが、毒劇物販売業者の登録をしていなかった。

無登録者の毒劇物販売は違法行為である。更に、このような販売により、毒劇物が犯罪者の手に渡っている恐れがある。毒劇物犯罪を撲滅するためにも、正しい販売を行わない業者を見つけた場合は、警察に連絡するように心がけていただきたい。

コラム

Column

一般の人が毒劇物を購入する必要があるのでしょうか？

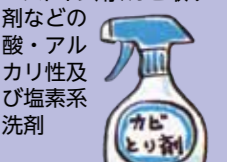
ある種の毒劇物には、汚れを落としたり、虫を殺したりする効果がありますが、強烈に作用しすぎてしまいます。

家庭生活での利用であれば、身近なスーパーマーケットなどで市販されている家庭用製品のほうが安全性が高く、十分な効果を持たせつつ、目的に合った利用ができます。

代替品の一例



衣類の防虫剤や家庭用殺虫剤



バストイレ用、カビ取り剤などの酸・アルカリ性及び塩素系洗剤

◆毒劇物を廃棄する場合の注意点

原則として毒劇物ではないものにしてから廃棄しなければなりません。

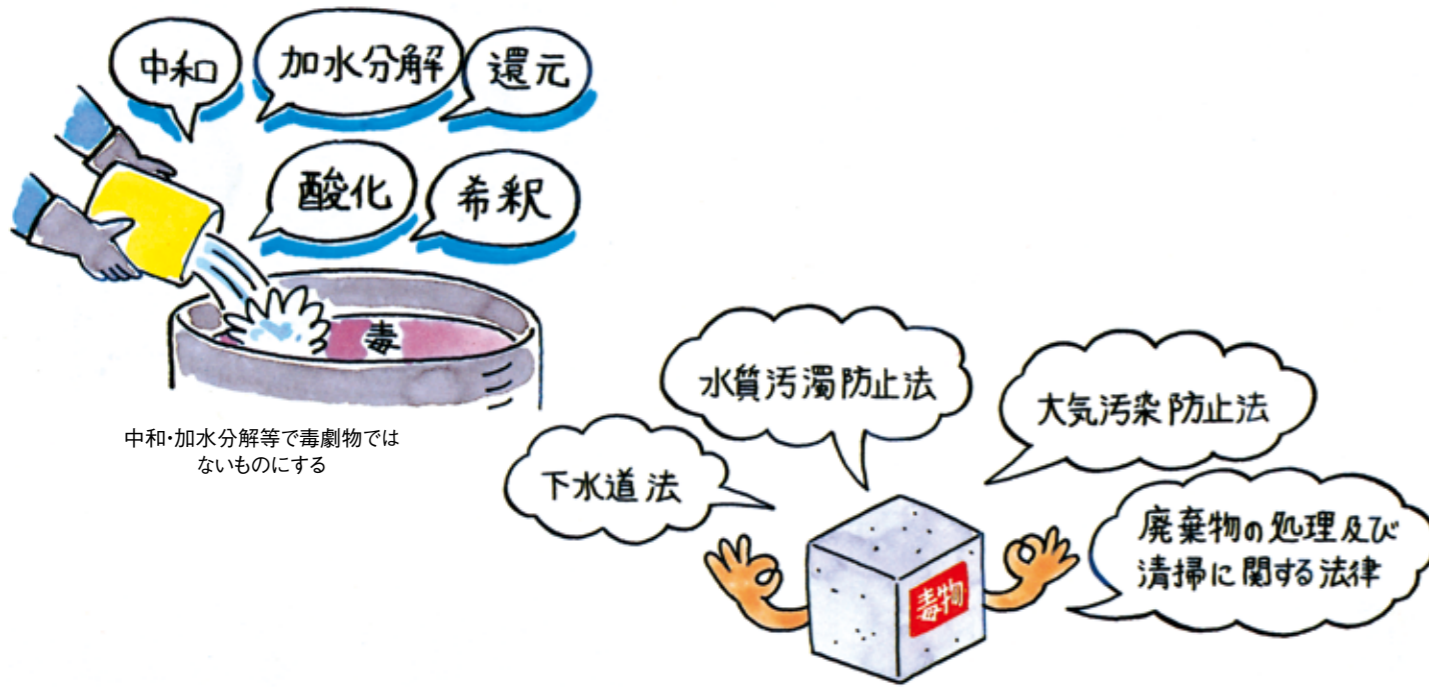
毒劇法 第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。

毒劇法施行令 第40条

- (1) 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- (2) ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- (3) 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- (4) 前各号により難い場合には、地下1m以上で、かつ地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

ここにあげた条件に合致する廃棄方法として、薬務局長通知『毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について』で、多くの毒劇物について個別品目ごとに具体的な廃棄方法が示されています。



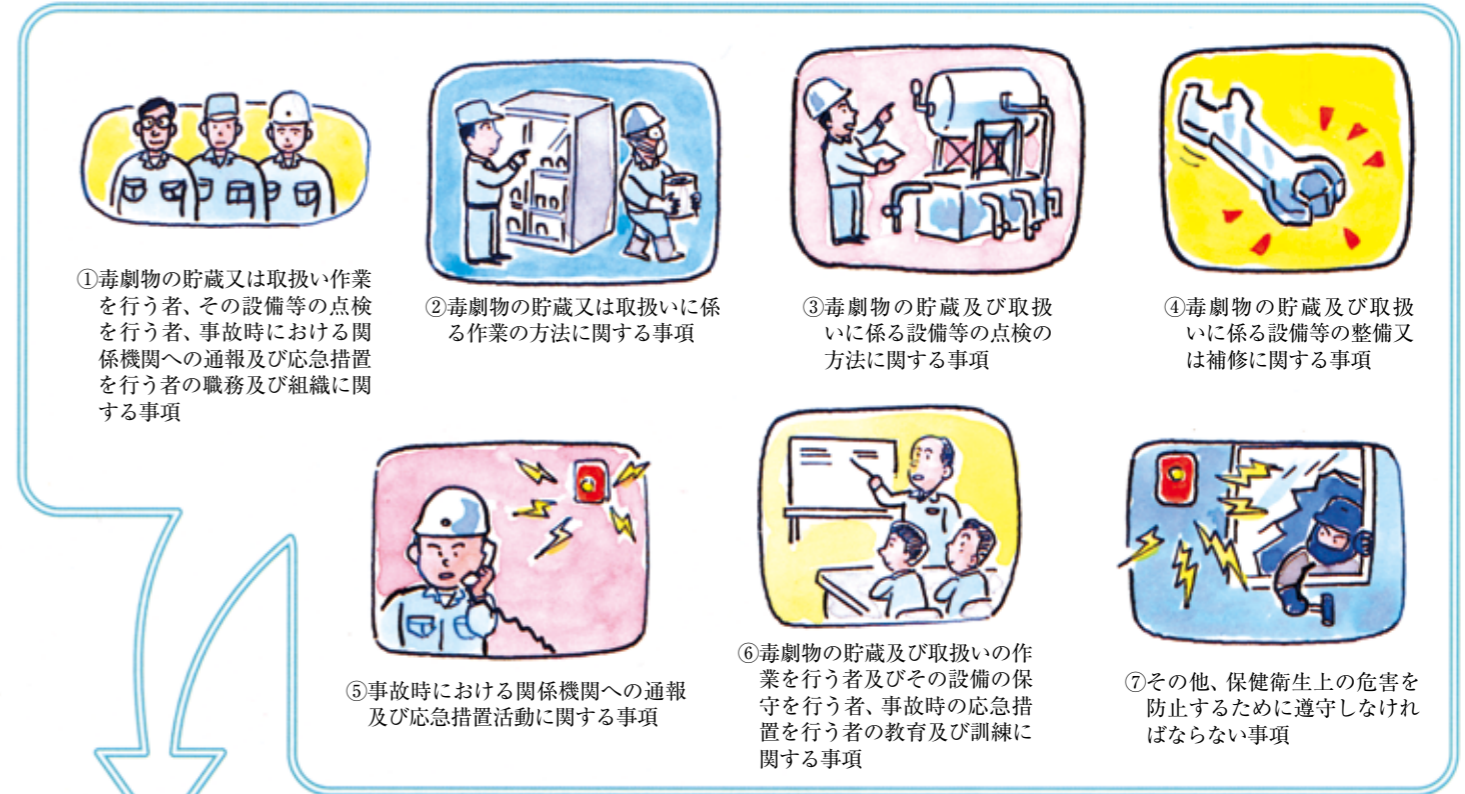
自治体では収集及び回収はしていません。自分で処理して廃棄することが原則となっています。自己処理ができない場合は、有償で都道府県知事の認可を受けた廃棄物処理業者に委託することもできます。

毒劇物を廃棄する場合は、その他の法令(水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など)の規定する規制にも同時に適合していなければなりません。

◆「毒物劇物危害防止規定」の整備

毒劇物の危害は、事業所によって取扱う種類や態様、作業手順、異常事態の内容などあらゆる点で異なります。各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめたものが「毒物劇物危害防止規定」です。

各事業所において、作成する規定集



毒劇物を取扱う事業者はこれらの項目について、具体的かつ詳細な細則を定めることとなっています。

毒の話 —解毒のメカニズムについて—

毒で毒を消す方法

蛇蝎(だかつ)というのは嫌われ者の代名詞のようなものである。ヘビもサソリもその毒ゆえに文字通り“蛇蝎のごとく”に嫌われた。ヘビという生物は、その形からしてそもそもが不気味であり、なじみにくい。しかし、毒蛇(あるいは蝎も)は、あるときには病魔を追い払う神のごとき存在でもあったのである。そんなところから、世界の神話、民話、説話などにしきりに登場し、いろいろな造形の図案としても使われている。強力な毒を持つ毒蛇の類は、おそらくは人類の歴史始まって以来の恐怖の対象であった。だからこそ、毒蛇はときには“神のごとく”に崇められ、

毒蛇を処方に加えたテリアカは万能の解毒薬として信頼され、用いられてきたと考えることができる。

現実にはしかし、毒蛇の肉を薬とすることはほとんど意味はない。第1に蛇毒はヘビの唾液に含まれていて、牙を通して体内に注入された場合には猛毒性を発揮するけれども、頭部を除いた肉にはほとんど毒はない。また、蛇毒の正体はタンパク質であるから、煮炊きをすれば変性し、毒性は消えてしまう。そこでもう少し現実的な“毒を消す毒”の話をしておこう。

最近では毒の性質がだんだん明らかにされるにつけて、その毒を消す

方法もいろいろと工夫され、毒消しのメカニズムが明らかになってきた。たとえば、ある種のテングダケやアセタケ、カヤタケなどの毒キノコによるキノコ中毒はムスカリンとよばれる成分によるもので、血圧が急速に低下し、発汗がはげしく、涙、涎をしきりに流す。呼吸が急迫する。これらの症状は明らかにムスカリンによる副交感神経の興奮によるものである。したがって、この場合には副交感神経を抑制させる働きをもつアトロピンを注射すれば、中毒症状はたちどころに消えてしまう。アトロピンはチョウセンアサガオやヒヨス、ペラドンナなどの成分であるから、これらの植物を誤って食べた場合の中毒には逆にムスカリン様

の作用を持ったネオスチグミン(カラバル豆に含まれる成分を元に合成された副交感神経興奮薬)を注射してやればよいことになる。カラバル豆は豆科の植物の種子で、昔は試罪法に使われたほどその毒性は強い。この猛毒が薬理的には反対の作用を示すアトロピンやクラレ、ストリキニーネなどの中毒に対して解毒作用を示すのはまさに“毒をもって毒を制す”のことがばどおりである。もちろんこの作用は“お互いさま”であって、これらの毒は互いにその毒作用を消し合うのであり、この場合の解毒のメカニズムはテリアカのそれよりもはるかに確実である。

【毒の話】山崎幹夫著より抜粋して紹介

毒劇物による犯罪年表

安全に毒劇物とつきあうために…

戦後、様々な毒物が犯罪に悪用されてきました。しかし、今後の医学技術の進歩や毒劇物犯罪に対する国レベルの対策により、過去のような毒劇物による完全犯罪などあり得なくなるでしょう。

それでも、まずは自分の身の回りで不慮の事故や事件が起こらないように気を配ることが大切です。毒劇物を安全かつ有効に活用できる社会を育むために、その取扱いには十分に注意してください。

発生日月	事件名	事件内容
昭和21年11月12日	毒殺魔事件	東京都本郷区森川町の旅館で世田谷区太子堂の男性が毒殺され、現金を盗まれた。さらに22年1月3日、名古屋市瑞穂区の男性が青酸カリ入りのお茶を飲んで死亡した。静岡県出身の男性の犯行と判明し、逮捕された。
昭和25年1月8日	東大助教授毒殺事件	東大医学部の助教授が帰京途中の列車で持参したウイスキーを飲んで苦しみだし、死亡した。ウイスキーには青酸ソーダが混入されており、看護婦との関係を叱責されたのを恨んだ東大助手の犯行であることが判明した。
昭和34年2月9日	少女怪死事件	東京都品川区の八百屋の小学生の娘が遊んで帰ってくるとまもなく苦しんで死亡した。警察の調べで、店主に恨みをもつ妻と店員が共謀して、店主を殺そうと帳場に青酸カリ入りのサイダーを置いていたことが明らかになった。
昭和37年4月6日	毒入りジュース殺人事件	宇都宮市の姉妹が自宅近くの田圃に落ちていたビニール入りのジュースを飲んで死亡した。ジュースは同市内で製造され駄菓子屋で販売されているもので、農薬に利用される有機リン系毒物が混入されていた。
昭和38年1月8日	毒入り牛乳殺人事件	大阪府布施市の中学生の男子が、自宅近くのより糸製造業者の玄関前に設置されている牛乳箱の上にあったコーヒー牛乳を飲んで死亡した。容疑者は同業者の長男で、事業の失敗から父親につらく当たられ、牛乳に青酸ソーダを仕込んだ。
昭和45年2月4日	連続毒殺事件	神奈川県川崎市で行方不明だった会社員と行員の二人が死体で見つかり、友人だった行員が逮捕された。44年12月にも知人を殺すなど3件の毒殺を自供した。
昭和52年1月4日	毒入りコーラ殺人事件	東京都品川駅近辺の公衆電話ボックス脇においてあったコーラを高校生が飲んで急死した。コーラには青酸ソーダがまぜてあった。同日、現場から600m離れたところで男性が死んでいた。無差別殺人を狙った犯行とみられた。
昭和60年7月～9月	自販機ドリンク毒入り事件	近畿地方を中心として、清涼飲料水の自動販売機の取り出し口に毒入りドリンクが置かれ、9月になって全国に波及した。混入された毒は除草剤のparaコートが大半で、農協などで誰でも簡単に購入できるものだった。
平成3年2月14日	東大技官毒殺事件	東京大学医学部付属動物実験施設の技官が重金属中毒の症状をおこして死亡した。容疑者は施設の同僚で、施設内で抗菌剤として使用していた酢酸タリウムが紛失しており、職場の研究室でこの水溶液を飲ませて殺害したと見られている。
平成5年4月20日	埼玉愛犬家殺人事件	埼玉県行田市の会社員が行方不明となり、平成7年1月5日、群馬県の山林で遺体となって発見された。犬の繁殖をめぐるトラブルがあったことや、獣医師から「大型犬の安楽死」のために大量の硝酸ストリキニーネを譲り受けていたことから、埼玉県熊谷市のペットショップ経営者が容疑者として逮捕された。
平成7年3月20日	地下鉄サリン事件	東京都の営団地下鉄線(日比谷、丸の内、千代田線の計5車線)で朝のラッシュアワー時にサリンがまかれ、死者11名負傷者3794名という大事件が発生した。
平成7年5月5日	新宿駅青酸事件	東京都の営団地下鉄線新宿駅の男性用トイレの中に、青酸ソーダと希硫酸の入った二つの袋が放置され、青酸ソーダの袋が燃えていた。この2つが化学反応を起こすと、毒ガスであるシアンガスが発生する。警察の調べで、宗教団体信者らが容疑者として逮捕された。
平成10年7月25日	和歌山毒物カレー事件	和歌山県和歌山市で行われた夏祭りにおいて、提供されたカレーを食べた67人が腹痛や吐き気などを訴え病院に搬送され、4人が死亡した。調査の結果、亜ヒ酸の混入が判明した。
平成10年8月10日	新潟アジ化ナトリウム混入事件	新潟市の木材加工会社で、事務所にあったポットのお湯を使って入れたお茶を飲んだ社員10人が手足のしびれやめまい、吐き気などを訴え入院した。翌日飲み残したお茶から強い毒性のあるアジ化ナトリウムが検出された。犯人は、工場敷地内にあったアジ化ナトリウムを混入したと認めた。
平成17年10月	タリウム殺人未遂事件	静岡県立高校1年生の女子生徒が、劇物のタリウムを使って母親を殺そうとしたとして殺人未遂容疑で逮捕された。少女は、近くの薬局でタリウムを買い、自宅などで母親に対し食事に混ぜるなどして数回にわたって飲ませた。母親は筋力低下や呼吸障害で意識不明の重体となった。

学校関係で発生した毒物及び劇物の盗難・紛失事故

安全に毒劇物とつきあうために…

発生日月	毒物劇物の名称	事件内容
平成16年10月21日	シアン化カリウム (100%)	移動に伴う薬品の分別作業中、他の薬品とともにシアン化カリウムの500g瓶を廊下に放置、その後不明となった。日常管理が不十分であった。
平成17年12月20日	硫酸、硫酸銅、水酸化カリウム	学校の施設されていない薬品庫から、生徒が薬品(硫酸500mL、水酸化カリウム250g、硫酸銅250g)を盗んだ。
平成18年6月29日	硫酸(95%)、硝酸(60%)等	学校の理科実験室にある薬品保管庫から、硫酸(500mL瓶)1本、硝酸(500mL瓶)2本、硫酸銅(100g瓶)2本、水酸化ナトリウム(500g瓶)1本、塩化第一銅(500g瓶)1本が盗難にあった。
平成18年7月6日	クロロホルム	学生実習室において、クロロホルム(500mL瓶)1本(内容量約350mL)が紛失した。
平成18年7月19日	水銀(原体)	学生実習で使用して保管庫に戻した時、責任者が中を確認せず施設した。翌日、約100g入りの容器が1個紛失していることに気がついた。
平成19年1月11日	クロロホルム	高校生物準備室の施設付の保管庫が壊され、クロロホルム2瓶800mLが盗難にあった。
平成19年6月20日	クレゾール(劇物が医薬品かは不明)	小学校屋上の施設していない菜園用ロッカーから児童らが噴霧器を持ち出し、遊んでいたところ、他の3人の児童に内容物の液剤がかかり、薬傷をおこし皮膚が赤く腫れた。
平成22年7月12日	アクリルアミド水溶液(29%)	大学研究室内の無施設の薬品棚からアクリルアミド水溶液(300mL瓶)を持ち出し、服毒し、死亡した。
平成23年9月16日～9月20日	塩酸、水酸化ナトリウム	小学校理科準備室の窓ガラスが割られ、薬品保管庫の鍵がこじあけられ、塩酸(1本495mL)、水酸化ナトリウム(2本720g)が盗難にあった。
平成23年10月11日	硫酸(90%)、塩酸(90%)	中学校理科室で、在学生によって保管庫の鍵がこじ開けられ、硫酸(500mL)4本、塩酸(500mL)4本が盗難にあった。
平成24年5月28日	アジ化ナトリウム	大学の研究室において、試薬の点検を行ったところ、保管していたアジ化ナトリウム(残量15g)が紛失していることに気が付いた。保管庫の鍵の管理が徹底されていなかった。
平成24年8月1日～8月2日	クロロホルム、フェノール(50%)	夜間に研究室の扉ガラスが割られ、未施設の保管庫から10種類の薬品(クロロホルム約100mL2本、50%フェノールを含む試薬約100mL2本など)が盗難された。
平成24年11月13日	ナトリウム	高等学校の化学実験室で、4時限目に使用したナトリウムの瓶が、保管庫に戻されることの無いまま、昼休みの間に紛失した。

一般に毒は苦いものであるといえます。それは人は自分の身体を守るため、異物に対して生体防衛本能を働かせているのです。身を守る術を生まれながら持っている私たちは、毒を有用な薬として見出し、生活のあらゆる場面で活用してきました。毒はその危険性について理解し、適正な方法で利用していけば、私たちに豊かさをもたらす物質なのです。毒が本来の目的でその力を発揮できるようにより安全なつきあい方を常に考えていきたいものです。

MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.